

特定調達品目及び判断の基準等（案）（公共工事変更箇所抜粋）

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	

		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料		下塗用塗料（重防食）
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	舗装材		再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	園芸資材		バークたい肥
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明		環境配慮型道路照明
	中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル		陶磁器質タイル
	建具		断熱サッシ・ドア
	製材等		製材
			集成材
			合板
			単板積層材
	フローリング		フローリング
	再生木質ボード		パーティクルボード
			繊維板
			木質系セメント板
	ビニル系床材		ビニル系床材
	断熱材		断熱材
	照明機器		照明制御システム
	変圧器		変圧器

		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等						
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②<u>重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</u>						
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 <table><tr><th>種 類</th></tr><tr><td><u>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</u></td></tr><tr><td><u>電気炉酸化スラグ</u></td></tr></table> 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	種 類	<u>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</u>	<u>電気炉酸化スラグ</u>			
種 類								
<u>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</u>								
<u>電気炉酸化スラグ</u>								
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③<u>再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。 別表 <table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="3">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象							
無機珪砂（キラ）								
鉄鋼スラグ								

		<table><tr><td>非鉄スラグ</td><td></td></tr><tr><td>鋳物砂</td><td></td></tr><tr><td>陶磁器屑</td><td></td></tr><tr><td>石炭灰</td><td></td></tr><tr><td>建材廃材</td><td></td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td><td></td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td><td></td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td><td></td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td><td></td></tr><tr><td>石材屑</td><td></td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td>前処理方法によらず</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td><td>対象</td></tr></table>	非鉄スラグ		鋳物砂		陶磁器屑		石炭灰		建材廃材		廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）		製紙スラッジ		アルミスラッジ		磨き砂汚泥		石材屑		都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず	湖沼等の汚泥	対象
非鉄スラグ																														
鋳物砂																														
陶磁器屑																														
石炭灰																														
建材廃材																														
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																														
製紙スラッジ																														
アルミスラッジ																														
磨き砂汚泥																														
石材屑																														
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																													
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																													
上水道汚泥	前処理方法によらず																													
湖沼等の汚泥	対象																													
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材）を満たすこと。 —【配慮事項】— ○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。 別表 <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td></td></tr></table>		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥																							
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																													
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																													
下水道汚泥																														

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ①製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。 <table><tr><td>ひ素</td><td>0.005%</td></tr><tr><td>カドミウム</td><td>0.0005%</td></tr><tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr><tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr></table> ②その他の制限事項―― ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。 イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 <table><tr><td>ウ．有機物の含有率（乾物）</td><td>35%以上</td></tr><tr><td>エ．炭素窒素比〔C/N比〕</td><td>20以下</td></tr><tr><td>オ．pH</td><td>8.5以下</td></tr><tr><td>カ．水分</td><td>50%以下</td></tr><tr><td>キ．窒素全量〔N〕（現物）</td><td>0.8%以上</td></tr><tr><td>ク．りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td><td>1.0%以上</td></tr><tr><td>ケ．アルカリ分（現物）</td><td>15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</td></tr></table>	ひ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%	ウ．有機物の含有率（乾物）	35%以上	エ．炭素窒素比〔C/N比〕	20以下	オ．pH	8.5以下	カ．水分	50%以下	キ．窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上	ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上	ケ．アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）
ひ素	0.005%																										
カドミウム	0.0005%																										
水銀	0.0002%																										
ニッケル	0.03%																										
クロム	0.05%																										
鉛	0.01%																										
ウ．有機物の含有率（乾物）	35%以上																										
エ．炭素窒素比〔C/N比〕	20以下																										
オ．pH	8.5以下																										
カ．水分	50%以下																										
キ．窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上																										
ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上																										
ケ．アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）																										

備考） 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
------	-----------	---

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。
---------------	--------------------	---

備考)「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

タイル	陶磁器質 タイル	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）を満たすこと。 【配慮事項】 ○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。 別表 <table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>建材廃材</td></tr><tr><td>廃ゴム</td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（ 無色及び茶色の廃ガラスびんを除く ）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																					
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																					
無機珪砂（キラ）																						
鉄鋼スラグ																						
非鉄スラグ																						
鋳物砂																						
陶磁器屑																						
石炭灰																						
廃プラスチック																						
建材廃材																						
廃ゴム																						
廃ガラス（ 無色及び茶色の廃ガラスびんを除く ）																						
製紙スラッジ																						
アルミスラッジ																						
磨き砂汚泥																						
石材屑																						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																					

		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によらず対象
		湖沼等の汚泥	
空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。	

- 備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
- 2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。	
-------	-----	---------------------------------------	--

- 備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
- 2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 <table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td></tr><tr><td>再生廃プラスチック</td></tr><tr><td>古紙パルプ</td></tr></table> 【配慮事項】 ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。	再生材料の原料となるものの分類区分	再生廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
再生廃プラスチック					
古紙パルプ					

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
- 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 4 【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②再生処理土からの重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号） 及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。